

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年3月23日
新宿区議会

辻山座長 きょうは30分おくれで始まっているので、9時までに終わろうとするとちょっと忙しいです。議題も多いですから、頑張ってくださいと思いますが、最初に事務局のほうから資料等の説明。

事務局 それでは、事務局から配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、配布資料の1ですが、検討連絡会議の開催日程ということで、前回の検討連絡会議で決まりました平成22年度の第1四半期の日程表になっております。

続きまして、資料2が骨子案検討シート区分：A、条例の基本的考え方ということで、作業チーム1のほうから提出された書類になっております。

続きまして、資料3が骨子案検討シート区分：Eということで、作業チーム3から報告いただいた資料になっております。

続きまして、資料4が条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台）ということで、後ほど区民検討会議の代表委員のほうから、御説明あると思いますけれども、一番最終ページの区分Fが追加になっておりますので、過去のものとおわせてお配りしております。

続きまして、資料5が条例に盛り込むべき事項（区民検討会議案）：地域の基盤ということで、前回の区民検討会議でまとまりました区民検討会議案になっております。後ほど区民代表委員のほうから御報告いただきます。

続きまして、資料6が条例に盛り込むべき事項 三者案比較表になっております。こちらのほうも区分Fのところの区民検討案のところを追加になっております。

続きまして、資料7が条例に盛り込むべき事項 三者案検討課題及び決定事項になります。

こちらのほうは、区分Bの「第27回平成22年3月4日」という日付が打ってあるところが前回配布したのから追加された事項ということになっております。

続きまして、資料8、条例に盛り込むべき事項（専門部会案）：行政の役割とその運営ということで、後ほど行政側の専門部会委員のほうから御報告いただきます。

資料9が条例骨子案検討チーム担当表ということで、後ほど今後の担当分けということで、事務局のほうから御報告させていただきます。

そして、資料10が区民・議会・行政検討項目一覧ということで、前回配布した資料と同じものになっております。

そして、最後に資料11が自治基本条例検討連絡会議開催概要、第27回ということで、前回の開催概要になっております。

そして、区民代表委員と辻山先生には、自治創造研究所の活動報告書ということで、冊子を取りまとまりましたので、各委員にお配りしております。

配布資料につきましては、以上です。

辻山座長 ありがとうございます。

ということで、きょうの次第を見ていただくとわかるように、議題は5つ用意されています。

最初の1と2が区分A、区分Eについての骨子案、これを固めていくということで、3番目は地域自治について（三者案の検討）、これは後で御報告を受けます。

4番目は行政の役割と運営について、専門部会のほうから検討結果といいましょうか、報告がなされると。

5番目に、今後の進め方について、検討項目の検討順序と骨子案検討チームのどこに担当してもらおうかというようなことの話し合いをするということであります。

それでは、時間がありませんので、最初に区分A：条例の基本的考え方について、これは一応骨子案の検討チームが資料を出しておりますので、御報告をお願いいたします。

高野委員 お手元の資料2なんですけど、時間がないので、もともとの三者案というたたき台の部分はお読みしません。

それで、骨子案に盛り込むべき事項ということで、この目的というものは、「この条例は、この条例の基本理念にもとづき、区政運営の原則を定めるとともに、区民、区議会、区長等の役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする」という形でつくってきました。

解説ですが、「この条例の基本理念にもとづき」であります。この自治の基本理念は、この条例では初めて定めるものではなく、もともとある理念を区民の総意としてこの条例を確認する。

これは憲法で定められているから、初めて基本的人権が認められるということではなく、元来基本的人権はあるのだということを確認し合いということと同様の趣旨で考えてみました。

この条例を定めるものは、「区政運営の原則」、詳細な手続き規程ではなく、そのもとになる原則という意味の「区政運営の原則」と区民の権利と責務、区議会、区長等の責務などを役割と表現した「区民、区議会、区長等の役割」ということです。

ここで「区長等」という言葉を使っていますが、「区長等」とは区長、行政委員会とその職員を示します。ここでは執行機関というような旧来型の権力的な意味合いを連想するような表現は用いないという形で考えています。

そして、「自治の実現を図る」ため、常に基本理念に照らし、原則と役割を踏まえて、基本理念の達成に向けてこれからも真摯に取り組む新宿区の自治の姿をこの「目的」骨子案の表現に込めた。したがって、自治の実現が全くなされていなかったからこの条例を制定する意味ではないということだけは確認したと。

次へいきます。

基本理念、こちらすみません、読みません。

骨子案に盛り込むべき事項ということで、これをお話しする前に、先に3のほうの説明をさせていただきます。

三者案調整たたき台から自治の基本理念に相当するものを確認して4つにまとめたと。骨子案としては、区民検討会議案を基本におおむね記載の内容、趣旨として構成しました。ただし、事項の分類、順序、文章表現は確定したものではありません。

条例の目的から基本理念はここで示すが、基本原則そのものはこの条例で定めることから、「原則」に該当する事項は、この項以降に盛り込む。したがって、「情報の共有」、「参加・参画・協働」、「多様性の尊重」、「自己決定・自己責任」、「地域自治の尊重」、これは地区内分権ということです。「透明性」、「説明責任」という原則に位置づけられているものはここから除き、これ以降で扱うことがふさわしいのではないかとというふうに考えます。

自治の基本理念であることから、「恒久平和の追求」、「地球環境の保全」、「国際性・多文化共生」は、より大きな基本理念であるが、ここでは触れず、前文でうたうのが望ましいというぐあいに考えました。

団体自治の部分で、国及び東京都と対等な立場でという部分は、「国、他の自治体と対等、相互協力の関係」という趣旨であり、このことは区分「国や他自治体等との関係」で扱うことがふさわしいというふうに考えました。

それで、骨子案に盛り込むべき事項として第1番目は「人権の尊重、新宿区は、(個人の尊厳と自由)人権を尊重し、ひとりひとりを大切に(住民福祉が実現される)区政を行う」。

2番目が市民主権、「区民が自治の担い手(自治の主体)として地域(地域社会)の課題を(自ら)解決する(していくことを基本とする。)。区民が主人公の自治の実現を図る」。

3番目が住民(区民)の自治、「新宿区は地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり確立した自治権をもち、住民自治を基本に構成される」。

4番目です。団体(区)の自治、「上記に加え、自律的運営を図り自治体としての自立を確保する」というふうにつくりました。

それと、次は条例の位置づけの部分です。

ここは の骨子案に盛り込むべき事項ということで、「この条例を新宿区における最高規範とし、他の条例等の制定、改廃に当たっては、この条例との整合性を図る」。

その説明としては、三者ともに同趣旨の内容で一致しており、区民検討会議案とする。

最高規範であるゆえんは、憲法が我が国の統治の基本を定めたものであると同様に、新宿区の自治の基本を定めたものであること。よって、他の条例等(計画、規則、要綱など)も制定改廃に当たっては、この条例と整合することが求められることです。

改正がなされても憲法は憲法であることに変わりはなく、同様にこの条例も最高規範であることに変わりはない。自治基本条例が「わがまちの憲法」ということをここで示すということですね。

それから、改正手続の規定は、区分Hの「改正手続き」、「条例規定の見直し」、「条例の見直し・評価等」で扱うと。

なお、改正できないような改正手続を困難にする規則はふさわしくなく、基本理念に照らして常に「進化する条例」とすることが大切であるというふうに話し合いました。

最後に用語の定義です。

用語の定義は、区民の定義のほうをやります。

(区民とは、新宿区の区域に)住む、働く、学ぶ、活動する者及び活動する団体をいうという

ところで、その解説は区民の定義については、住民を「区民」と呼び、それ以外を「区民等」とすることや、「区民」あるいは「区民等」に含める範囲についてさまざまな意見があり一致を見ていない。

そこで、「区民」あるいは「区民等」に含める範囲として一致しているものを確認しました。住所を有する「住民」、「住む」、区内で働く人「働く」、区内で学ぶ人「学ぶ」は一致した。

次に、事業者の扱いについては、事業者も地域の発展、地域住民の福祉の向上などの地域貢献の協力を求めていくことの趣旨で一致した。また、地域で公益活動を行うNPOや法人格のないボランティア団体や公益活動についても、自治の担い手として今後も地域社会と密接に関係してくることから、事業者も含めて「活動する団体」とすることで一致しました。

このうち、この項目で「住民」を別扱いとすることについては、例えば住民投票条例の上項での有権者の範囲の議論、また例えば地域の自治組織での構成員はあくまで住民とするのかななどの議論の結果を踏まえて、それぞれの事項で扱うことがふさわしいと考え、また「住民」は新宿区に住民登録をしていることは自明のことであるので、その内容を細かく規定する必要性もないものとした。

また、次項の「区民の権利と責務」においては、自治の実現を図る上で必要な原則的な権利は何かという方向でまとめられている。原則的な権利を保障する原則的な責務を負うが、個々の権利の個別具体的な救済など、法的措置は個々の法令に基づきなされるものである。

したがって、ここで「区民」の範囲は、基本構想とも重なる「住み、働き、学ぶ、活動する者及び活動する団体」としました。

なお、「区民」(市民)を定義していない自治基本条例もあることを補足いたします。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、どこからでも少し議論を進めていただきたいと思いますのですが、どうぞ。

久保委員 文言上の問題ということでありまして、このページがないので、1枚目の最初からいくと4枚目の のところの下から5行目、「自治の基本理念であること」からの後、括弧書きが3つ並んでいます。

骨子案に盛り込むべき事項というところから始まる所、その の一番下から5行目、上へ上がったかぎ括弧が3つ並んでいますね。一番最後の「国際性・多文化共生」というのが「国際性」という言葉だけがぼつんと入っていることが何となく奇異な感じがします。「多文化共生」は、これで意味は成立しているんですけども、ただ「国際性」とあることだけは「国際性」をどうするのが意味がわからないというのが1点です。そういえば、自分の上につばをはいているようなものですが、それを感じました。

議会のほうは、最終的にここで文言が調整されていると思っているから、僕は余りにしないでそれを見ていたんですが、言わせてもらっちゃったです。すみません。

それから、もう1点だけ、このページの後ろのページです。

ですが、これは3行目、「よって、他の条例等」というのがありますね。そして、括弧で(計画、規則、要綱など)、この計画という字だけはこの中では範疇が違う性格のもので、法的なものではありません。だから、自治基本条例という法にある程度従うべき内容のものとしては、ここでは僕は似つかわしくないような気がします。規則とか要綱というのは法的なもので、下部法なんですけど、計画というのはそういうものではないので、ここは検討すべき必要があるんじゃないか、2点だけ感じたことを申し上げました。

辻山座長 どうですか、これは。最初のは前文のところではやればいいのか。

久保委員 基本的には、全体的にはよく説明されたとか、よくできているということが前提で申し上げています。

辻山座長 高野さん、何かありますか。いいですか。

佐原委員 同じ の骨子案に盛り込むべき事項の基本理念のところの何か括弧が随分多いような気がするんですが、この括弧を外しても文になるような気がするんですが、何か理由があつて。

高野委員 特に理由はなく、そのワードより細かく書いたほうが明確になるということを書いただけだということです。

辻山座長 条例文として括弧というのはやりにくいですからね。どこかで案文化するときには、精査しなきゃいけないんでしょね。

久保委員 今、佐原委員が言われたところを僕も同じ感覚を持ちました。少なくとも括弧がなくても1番目は通じると思います。だから、括弧を取って、「個人の尊厳と自由」の「等」を取って、「・」を入れて、そして「自由」の次に「と」を入れて、「個人の尊厳・自由と人権」というふうにつなげたほうがいいと思います。あと大綱は佐原委員の言われるように、括弧がないほうがいいので、どうしても入れなきゃいけないものでなかったら、括弧のあれはなくしたほうがいいように思います。

あざみ委員 これは完成形ではなくて、3つの三者の案をあわせたときに、どの言葉を選ぶかという最終的な言葉の選び方のところまでいかなかったんですね。だから、このような言葉を入れていこうということでの羅列なので、最終的にはどちらかとか、どれかを選ばなきゃいけないように、とりあえず表示してあるということですので、御意見はごもっともだと思います。

山田委員 議会が出した恒久平和とか地球環境の保全とか多文化共生というものがあるわけですが、これについては前文で触れるほうが望ましいという、そういう結論なわけですね。

それで、自治の基本理念であるからということ、前文だということになっているようですが、恒久平和を追求するというのも地球環境を最大限守っていくということも、自治の基本理念と深く関係するところがあるんだというふうに思うんですが、例えば新宿区は平和行政について非常に積極的に対応していますし、環境問題も非常に熱心だということで、これは新宿に限らず多くの自治体の言うなれば全体的な責務だというふうに思うんです。

そういうことからすると、前文ということじゃなくて、私は基本理念のところきちんと明確に入れるべきだと、むしろ団体自治あたりはうまくまとめて、一つの項目に載せなくてもいいんじゃないかと思っているんですけども、そのあたりについてどういうふうな議論がされたのか、ちょっとお聞きしたいということと。

それから、チーム1の検討課題は基本原則についても整理をするということじゃないかというふうに思うんですが、基本原則についてはこれからの課題ということになっているのか、その点についてお願いします。

藤牧委員 まず、基本理念と基本原則の整理をする中で、この自治基本条例はここに三者の調整たたき台の中で、それぞれ原則というようなところでうたわれている項目というのは、具体的にこの条例の中で、次の項目以降にいろいろと規定していく、そういうような関係があるのではないかということなので、原則をここの総則のところであらうのではなくて、それぞれ例えば参加と協働であるとか、情報の共有であるとか、そういったような項目というのは次項以降にいろいろと出てきますので、そこでうたっていくというようなあり方がいいだろうという整理をしました。

そうすると、残るところは基本理念をここでこの総則のところを確認をしていくというような関係になりますので、その中でそれぞれみんな自治には密接にかかわってくる基本理念であるという認識はもちろん持っていますし、恒久平和であるとか地球環境であるとか、そういうことももちろん大事な基本理念であるという認識はある中で、ここのところで整理するのは自治という、そういう切り口で物事をとらえていったほうがいいのではないかというふうなことで、自治の基本理念というふうに整理をさせていただいたということで、これは私ども作業チームの中で前文であらうことが望ましいのではないかという一つの御提案なんですが、またこの連絡会議の御議論なども踏まえて、この基本理念の中に先ほど御指摘があったような恒久平和でありますとか、地球環境の保全であるとか、そういうようなことをどういう形でうたい込めるのかどうか、また引き続き検討していく必要があるのかなと思っております。一応そういうふうな整理の仕方で作業チームのほうは検討してきたということでございます。

辻山座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

山田委員 ちょっと今のは理解ができないところがあるんですけども、要するに基本理念をうたいますよね。ごく普通の場合は、その理念を実現するために、基本原則というのを上げると。

それで、それ以降基本原則を新宿区の自治基本条例の中でどう実現するかということで、具体的な項目の中で例えば情報公開と言うと、情報公開という原則を掲げながら、それを受けとめて、何条か後で情報公開をいかにすべきかという、そういう具体的な対策というんでしょうか、それなりの具体的な対策を十分かするわけではわね。そういうことになるんですか、次項以降で何とかという話が出ましたが、次項というのは、それは何ですか。

藤牧委員 次の項目という意味です。自民、公明という意味でなくて、次の項目という意味です。それで、この条例の全体のつくりのレベルというんでしょうか、そういうところのイメージがまず共有化されてないと、なかなかどういう形で組み込んでいっていいのかというところがうまく説明できないということなんですけれども、私も作業チーム1レベルでは、この自治基本条例というのは、この冒頭にも書いてあるように、区政運営の原則、あるいは区長、あるいは区民の役割等について定めるといようなことで、共通認識としては、一つの理念条例のような、そういうような性格づけを持っているのではないかというようにありますので、基本原則をここで総則のところであらうと、例えば情報公開というように基本原則であらうと、それで次章というんでしょうか、次の項目、次の条項、後段の条項のところでは情報公開の具体的な手続とか、そういうものを規定するという、そういう性格の条例にはならず、それぞれで原則をうたっていく、各条項で原則をうたって、よくぶら下がり条例というように表現のされ方がございますけれども、それぞれの条項の原則のもとに、既に新宿区の場合、さまざまな条例が定められているものもあれば、またこれから例えばですけども、住民投票条例とか、そういうようなものをまたぶら下がりであらうと定めていくというように関係になることから、この条例全体が原則的なものをうたうと、各条項で、そういうような性格なので、このところは理念を明らかにするという役割があるのではないかと、こういう整理をさせていただいたということでございます。

高野委員 今のお話に基づいて、区民検討会議においても、当初から原則、それから理念ということでの話し合いが出ました。そこで、今余り難しい話は区民の中では話し合いはしておりませんが、一応理念をまず語って、その原則に関しては個々の項目の中で明確にうたうというふうな流れで考えていますので、ここにおいては今原則論というか、基本原則の考え方はここでは盛り込まないでやろうということが区民検討会議の意見であります。

山田委員 いろいろな条例のつくり方はもちろんあるというふうに思いますけれども、私は少なくとも議会のほうは基本理念を明らかにして、それを受けとめた基本原則というのを次に明らかにすると、それを各条文の中で具体化していくという、そういう条例のつくり方で、私たちはそれを理念条例だというふうに思っているわけですね。同じ理念条例ということで、したがっているいろいろなつくり方があるのかもしれませんが、私は基本理念、前文があって、目的があって、必要なものがある、基本理念があると、この受けとめた基本原則があって、それに対する具体策が次の条文で明らかにされるという、そういう条文のほうはより条文上も明確じゃないかというふうに思うんです。基本理念があって、基本原則がそれぞれの条文の中に入れ込まれているということよりも、私はそういうふうに思って、もちろん今までも当然そうなるものだとばかり思っていましたから、ちょっと奇異な感じがしているんですが。

あざみ委員 山田委員がおっしゃるようなつくりにはしないということを作業チーム1で決めたわけではないですよ。要するに、もっと簡単に言えば、見ればわかるように、区民の側の原則がなかったんですよ、この議論する時点で。議会や行政のような形でなかったものですから、これは変な話、後回しにさせていただこうと、作業チーム1としての段階では、理念までたいておこうというぐらいだと私は認識をしていたので、山田委員のおっしゃるようなつくりは、私も議会で議論していますから、つくりとしてはそういうつくりがいいと思っているんですが、そういうつくりにするかどうかは作業チーム1で決めることではないんじゃないかなと思って、先送りにさせていただいたという程度だと思うんですけども。

久保委員 山田委員の補足のつもりですが、先ほど言った国際性のところの行なんですよ。「自治の基本理念であることから」、かぎ括弧の3つあって、「はより大きな基本理念であるが」のこの後、「ここでは触れず、前文で謳うことが望ましい」というところが山田委員が問題にしていると思うんです。そうですね。

山田委員 そうです。要するに、ここで言われていることも、いろいろな前文であらうというこ

とも、私は必ずしも反対じゃないんですけれども、むしろ基本理念の中に明確にしたほうが新しい地方政府としての役割をより果たしていくということになるんじゃないかというふうに思っています。

久保委員 前文でそれであらう性格を持ってはいるけれども、新宿区の自治基本条例の性格からいったら、理念条例というのでどうやら三者一致して、まちづくり条例とは違うんだという、まちづくり条例がこの理念条例に基づいてつくられてやっていくものだということで進んできたような気がします。

そういう意味からも、イメージは前文に隠れてしまうのではなくて、真っ先にこの条例はどういう条例かというイメージするとき、真っ先に基本理念がぱっと並ぶことがインフォメーションには非常にわかりやすいような気がします。僕は大きな屋敷には住んだことはないけれども、前文というのは玄関までたどり着く道に入って、門から入って。玄関が基本理念であると思えますね。ですから、玄関にたどり着くそれまでの前文の中にこの自治基本条例をイメージする基本理念を入れてしまったら、イメージがわからないような気がして、山田委員と全く同じ考え方を持っています。

山田さんは前文であらうほうが望ましいというけれども、あくまでも独立させて、きちっと真っ先に基本理念が独立して真っ先に来るべきだと、玄関であるべきだという考えです。

辻山座長 これはどうなんですか、今議論しているのは同じように基本理念という言葉の位相が違っているわけですね。作業チーム案が出されたのは、要するに理念として人権論的な角度と主権論の問題とをまずやると。そういう意味では、と が僕はちょっと座りが悪いなとは思っているんです。も もある種の主権論にかかわる。は主権というよりは、むしろ組織論ですかね。統治組織の問題かなと思ったりしているんですが、そのような組み立てであるんだけど、こっこのほうの恒久平和の追求とかというのは、何だろうか、価値論みたいなものがちょっと強くなってないかなという気がして、並べるのはちょっと難しいよねという気はしているんですよね。

とすると、基本理念の中に新宿区の自治が目指す方向とかいって列記しちゃうというなら処理は可能だけれども、そこをちょっと理屈上の整理をしないとうまく座らないなという気がして、先ほど藤牧さんがおっしゃった、ここに掲げたものから例えば恒久平和の追求と書いたら、そのための次に具体的な構えみたいなもの、あるいは施策みたいなものが準備されると、ブレイクダウンしたところというような組み立てにするんだということであれば、これは突然載せるとあとは引き取るものがなかなかないというような問題になると、そういう配慮ですね。

理屈はわかりました。これはもう一遍どっちにしても前文をどう起草するかというときに、持っていくかどうかによって変わってきますので、今結論出すことはちょっと難しいですので、ちょっと最終的に前文との、あるいはこれから出てくるこの条例はどういうふうに構成するんだということを意識しながら、もうちょっと先へ進んでいこうというふうに思いますけれども、先ほど私が言った市民主権というところに区民が自治の担い手と書いてあって、3番目は住民（区民）の自治と言っていて、これは同じことを言っているんじゃないかと思うんですね。

ただ、ニュアンスがちょっと違っているなと思うのは、市民主権のほうはむしろ自分たちが解決主体であるということも宣言していて、涙ぐましいというか、本当に大丈夫かとは思いますが、住民の自治のほうはまさに自治権を持って区の政府をきちんと運営していくという、そういう基礎的な権限だということなんでしょうけれども。

樋口委員 ちょっとわからないところなんですけれども、行政の案では基本理念・基本原則という形になっていますよね、左側のページですけども、議会のほうは理念と原則というのはこういう形で分けていて、区民のほうは実は随分前のことなので、あれですけども、基本理念というものを3つ出して、あとは基本原則というものが必要なんだという意見は強く主張なさる方もいらっしたんですけども、その辺は何かいずれという形で多分終わってきていると思うんですけども、つまり基本理念、基本原則というものをこういうふうに議会に分けて考えるのか、多分先ほどおっしゃったように理念があって、それを実行させるための原則なんだというふうな整理の仕方は理解するんですけども、それをどういう表現でいくのか、多分レベルと言っては何ですけども、それが違うと思うんですけども、でも行政のほうは基本理念・基本原則というふうになっているというのは、これは理念と原則と一緒にして考えていらっしやるという意味なのか、ちょっとその辺のことがよくわからなくて、今はこの骨子案に盛り込むべき事項というのでは、基本理念としか出てきてないと思うんですね。そういうのをどういうふうに、先ほど

座長がちょっとおっしゃったこの条例の組み立てというか、それをどうするかというところと関係してくるんでしょうけれども、それが何かよくわからなくて、意見がなかなか出せないということなんですけれども。

辻山座長 個人的な考え方を言えば、議会が整理されているこの理念と原則というのは、それなりの説得性はあるんですね。理念のほうはどう考えているかということ、恐らく議会のほうに聞いたほうがいいんですけれども、人がこの世に行き続ける条件として守らなければならない理念というふうな考え方なんですよね。原則のほうは、区政に関してこれは外してはならんぞということを行っているというようなニュアンスで、私はそういう意味では、これは最初に見たときに、よく整理はされているなというふうには思ったんですね。だから、どっちが上というわけでもない。でも、作業チーム案は主権の原則と人権の原則というふうにまず理念そのものを主権論と人権論で整理をして見せて、あとは自治論という感じになっているんですね。それはそれで一つのやり方だという気はします。

そのほかありませんか。これまでの議論だと、簡単に前文に持っていくからという形で済みそうもないので、きょうの指摘を受けて、もう一遍差し戻すというか、議論していただくというようなことは可能でしょうか。

根本委員 前回もそうですけれども、せっかく三者の6人で詰めて出してきた中身なわけですよ。ですから、かなり多分三者で議論、三者というのは2人、2人、2人ですから、いろいろな妥協点もあったろうし、調整点もあったでしょうと思うんですよ。だから、今出た意見は意見として残しておいて、全体が流れた中でまた見えてくるものがあると思うんですよね。その原則というのが次にいくというふうにいったって、次にないじゃないかというので、もう1回振り返ってくるかもしれないですから、学ぶ権利を含めて三者案で出たやつで、まとまったところはまとまったで結構ですけれども、意見が出たところはまた全体がずっと見えたところでもう1回議論してみるということで、置いとくということのほうが、そうじゃないと多分話し合いはなかなか進まないんじゃないかと思う。

辻山座長 そうですね。差し戻してもすぐ来週とか次回までにという話にはなりませんので。

根本委員 差し戻されても、何を差し戻されたのかというのはよくわからないというふう思うんですね、多分ね。だから、全体が見えてくると、またその作業部会のところも作業しやすいというようなことになってくるんじゃないかと思うんですね。

野尻委員 区民検討会議では、まさに根本委員のおっしゃったようなことで原則を一度タンスの中にしまっているわけですね。

辻山座長 そういうことにしましょう。

ここばかり、基本理念ばかりやりましたけれども、そのほかはいいですか。

これはちなみに用語の定義というのは、「区長等」とか「住民」とか、やることは前提になっているわけですね。わかりました。今回は区民のところだけをまず押さえると。

さっきのこれは藤牧さん、どうなんですか、計画というのは規則、要綱類とは違う。法規、準法規とかという分類とは違うかもしれない。

藤牧委員 確かにおっしゃられるように違うと思うんですけれども、ただこれまでの、これも記憶の話ですが、この議論の中で最高規範性ところで、単に他の条例が整合をとるということじゃなくて、たしか計画とか、そういうようなものも意見の中にあっただような記憶がありましたものですから、少し広くとらえて、法規とは違いますが、行政計画とか、そういうものも要綱とか規則に準じるような形で、この自治基本条例にのっかって、定めるというような書き方をしたほうがいいんじゃないか。「条例等」の「等」って何なのといったときに、その説明としてということで入れさせていただいたんですが、確かに法規ではないので、落とすことは一向に差し支えないのかなというふうに思っています。

久保委員 「等」の中には絶対に計画は入らない、日本語の。

辻山座長 外へ出しちゃえばいいじゃない。「条例等(計画)」、「・」入れて「計画」と。こ

の条例が計画に対しても規範力を持つということは、オーケーなわけでしょう。

久保委員 当然のことなんだと思うんですね。条例に基づかない計画なんか成立しないですよ。

辻山座長 そのほかいかがでしょうか。

よろしければ次のチームからの御報告を受けて検討したいと思いますが、これは資料3ですか、区分E、区民参加の保障、作業チーム3というところから、これはどなたか、説明者はどなたか。

中澤委員 資料3のところで、網かけがかけられている内容は、1ページ目と3ページ目のところなんですね。

1ページ目のところは、区民参加の保障という中身で、3ページ目が協働という中身なんですけれども、このどちらも のところをごらんをいただきますと、この後多分区の責務ですとか区の役割といったところの中に、区はこういった区民参加の保障ですとか協働の機会の提供といったものは、盛り込まれるであろうというふうにちょっと話が出まして、であればあえてこの区分Eのところでのこの2つを盛り込むということではなくてはいいんではないかというようなところがまず話として出ました。

同様に、2ページ目に当たります地域自治の中身ですけれども、これも区分Eというよりは区分Fのところで組織のあり方等も含めて詳細な議論になっていくだろうから、ここの部分も区分Fのほうに主体のところは移していいのではないかというようなところでまず話がありました。

また、この資料3の最後ですけれども、審議会の公開と参加という中身につきましても、これも盛り込むとすると、区はどのようなこのというような書きぶりになるのだろうというようなところでは、区の責務の議論の中で、もう少し考え方を整理をしたほうがいいんではないかというようなことで、このところも区の責務の議論を踏まえて、できればそちらのほうの項目として考えるというようなところで、とりあえずは置いておきたいというようなところで、整理をまずしました。

ということで、チーム3としては、具体的な議論は住民投票の項目のところが残りますねというようなことで、網かけの部分はなかったんですけれども、チームの議論としてはこの住民投票のところを中心に行いましたということで、住民投票のシートをごらんいただきます。

まず、 のところをごらんください。

議論をしまして、その中でまず決まりましたのは、住民からの発議要件を満たした請求については、必ず住民投票を実施するというような中身で盛り込んでいきたいと、要はほかの自治体の条例でよくあるように、区長に対して請求ができると、請求を受けた区長は必ずしなければいけないというふうにはまでは踏み込んでいないような他の自治体の条例も見受けられる中で、そうではなくて発議要件を満たした場合は必ず実施ができるような形の盛り込み方がしたいというような意見でした。

また、議論の中では2つ目のぼちのように18歳以上の住民、これは区内に25万人いるんだそうですけれども、この18歳以上の住民の6分の1以上の請求があれば発議が可能というような、そういった発議条件については基本条例の中で盛り込んでいきたいというような議論がありました。

そういった議論を踏まえて、 の骨子案に盛り込むべき事項と提出、具体的に盛り込む事項としては、まず1つ目の丸、「区長は、住民の生活および区政に重大な影響を有する事項について、別に定める住民投票条例に基づく発議があった場合には、住民投票を実施するものとする」と、こういった表現を盛り込んでいきたいと。

この中では、要は住民投票条例というのは別に定めますよといった部分が入っているのと、あと住民投票に付せるのは住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項についてですよと、そういった2つの条件がかなうものについては、区長は住民投票を実施をしなければいけないと、この3点をこの一文の中で表現をしています。

2つ目の丸ですけれども、「区は、住民投票の結果を尊重しなければいけない。」というような結果尊重のところも入れました。

あと考え方としては、発議権者と投票権者については自治基本条例の中に盛り込んでいきたいということと、あと住民投票の実施に関してのその他必要な事項は、別の事業で定めるという整理でいきたいというようなところまで議論をしたところでございます。

辻山座長 ありがとうございます。

どうぞ。

野尻委員 骨子案に盛り込むべき事項の初めの丸なんですけれども、この住民投票を実施すべき事項の内容として、区民のほうも行政のほうも区民に重大な、また区民の生命、身体とか、「区民」というのが入っておりますけれども、先日の会議では特に住民投票であるので、住民の生活というふうに置こうということにいたしました。ちょっと報告させていただきます。

斉藤委員 ここには詳しい話は出てなかったんですけれども、別に定める住民投票条例にということで、要するにこれは個別条例ということになると思いますけれども、個別条例をつくるときに、区民が参加できるのかどうかという話も出たんですが、可能性はあるけれども、保障はないというようなニュアンスでした。

土屋委員 これは住民投票をすることにに関してなんですけれども、その結果に関してどうするかというのが定められてないというのはどうしてなのかなと、結局結果が出ててもそれは参考にだけするという事なんでしょうか。区民側では、結果は尊重してほしいということを主張していたと思うんですけれども。

辻山座長 第2項目に入っているよ。

高野委員 基本的な話です。

区民側はこの住民投票の要件に関して、これは何としても入れてほしいということで、5回もこの会議をやって、この形で「別に条例で定める」、こんなざらりとやられたら、何だったんですかね、自分たちは。

それで、問題的に考えたとしても、例えばここで出ている発議要件だとか、その辺の部分も全くこれは説明になってないじゃん、これはちょっと許しがたい、ちょっと今怒っています。

加賀美委員 怒られても困るんだけど、一つ言わせてもらいますね。

私どものところのは、区民委員の方から出ている例えば18歳以上、投票権者を18歳以上にする。それから、発議が住民の6分の1以上、これは私どもで別に構わないんですよ。実際そういう形で18歳にするのか、6分の1にするのかは、それは全体の中で僕は議論する必要があるだろうということで、あえてこの四角の中には書いていませんけれども、2つ目の の骨子案に盛り込むべき事項の下のほうにぼちがありますけれども、発議権者と投票権者については、自治基本条例に盛り込みますよということで、こここのところでははっきりと発議の要件はこの自治基本条例に入れますよという、そういう趣旨で書いてあります。それは実際に6分の1でいくのか、18歳でいくのか、私どものほうは別にそれで構わないんですけれども、それは全体の中でもう一度議論する必要があるだろうということで、ここであえて載せてませんので、そこは誤解しないでいただきたいと思います。

山田委員 今の話とも関連するんですけれども、基本的に条例に盛り込むべき問題については議論をしたんですよ。ただ、チーム3として提出する文書に要するに条文形式の文書にするのか、それとも基本的な考え方を提示をするということにするのかという、そういうことで、これは盛り込むべき事項ですから、基本的に自治基本条例の中に盛り込むべき事項を提起をしようということになったわけです。それで、住民投票については一定の要件があったら実施をするということと、それから発議者と投票権者についても盛り込むと、それをどうするかというのはこの中で議論していただければいいと思います。私は18歳以上、6分の1というふうに思っていますけれども、そういう話もして、皆さんからもそれはいろいろな意見が出たんですよ。しかし、そこで明確にチーム3でそれを結論づけるということじゃなくて、チーム3の意向はそういうことだったけれども、全体の中で議論をして決めていただくという、そういう趣旨で書いてあるわけです。

加賀美委員 6分の1とか18歳に全く反対してない。それで、委員の方がよければ、それはいいですよという思いなんです、三者のこの会議で僕は諮る必要があるだろうということで、あえてそれを具体的な要件を入れてないと。

高野委員 何で怒っているかという、結局そういう話の流れがこういうぐあいにこういうふうにあったということがこの1行で終わっているから、こういうのが全然読み取れないじゃないで

すか、お聞きしないと。そこをだからちゃんと書いてもらいたいということなんです、怒っているのは。

野尻委員 当事者として、私もこの書き方は不満でございます。先にお送りいただいて、見せていただきましたかと、今ごろこういうことを言ってよろしいのかどうか分かりませんが、議論の中でも基本的条件、これは議会も行政も入れてないんですね。区民だけが入れてます。この基本的条件というのが果たして条例にふさわしいのかどうかというところから始まりまして、要件というところでしょうか、絶対に基本的条件、外すことのできない、これだけは住民投票をする住民にとってはっきり知らしめるべき内容、条件ですね。これだけは区民検討会議の委員会のほうとしては譲らなかったんですね。

それで、議会の方も行政もそのとおりだとおっしゃってくださいます、ただ内容についてはここで検討しようということになったんですが、検討する際にこの黒ぼちではなくて、丸で押さえていただければわかりやすかったし、何か補足の説明も必要なかったかもしれませんね。ですから、順序立てて一つ一つ列記していただきましたかと思うます。

辻山座長 要は発議権者と要件をここに載っけておいて議論したかったということですね。

野尻委員 ちゃんとここで18歳以上、6分の1とちゃんと書いていただいて、それについてここで議論すればよろしいかと思うんですね。

辻山座長 ちょっと作法の問題のような気もしますが。

加賀美委員 高野さんのおっしゃることも、野尻さんも同じメンバーですから話をしたんですけども、行政側のほうも議会のほうも18歳以上で6分の1というのは、我々の中ではそれでおおむね了解しているわけです。

このシートの中の で、 の説明のところの2つ目のぼちのところ、18歳以上の住民、6分の1以上の請求で発議可能などの基本的条件は基本条例に盛り込むべきとの議論があった。このところで書いてあるんですけども、これだと弱いというのであれば、そういうような意見があったとか、そういう形で表現は直してもいいと思うんですね。別にこの6分の1とか18歳をこちらのほうは全然異論はない話なので、ただそれをこの全体の中でもう一度もみまじょうと、了解を得られたらどうかということで、あえて四角の上のところには入れてなかったというだけで、思いは変わらないという思いですよ。それは斉藤さんも、だからその場にいらっしたんだから、十分わかると思うんですけども。

斉藤委員 それで、とりあえずそこら辺はよろしいんですけども、議会のほうで三者調整案ですか、三者案調整たたき台のほうで「重要事項については、住民投票制度を設けることができる」、この一言で終わっているんですけども、要するに前もこの辺の話は一回皆さんとしたときに、まだ議会のほうは余り話をもんでないからということできょう改めてどの程度までもまれたのかをお聞きしたいんですけども。

久保委員 斉藤さんへのお答えではないんですが、僕はさっきも言いましたけれども、新宿の基本条例の命は、議会側から出している市民権という言葉が確実に入る基本理念を独立させて載っけることと区民の皆様の熱心な住民投票をこれが僕は命だと思ってます。それだけに、新宿の基本条例では住民投票についてはある程度基本条例の中で詳しいことを言っているんだと、それは同時に基本理念も独立させて載っけるべきだという主張を持っています。

その中で1点だけ、6分の1は僕は絶対に反対です。そういう住民投票になったら軽くなっちゃって、全然だめです。5万人で済むような基本条例では絶対に軽過ぎちゃってだめですと思っている。これは議会で論議してませんから。

辻山座長 斉藤さんに対するお答えではないわけですね。

根本委員 私も本当はチーム3のここが一番大変だろうと思って、我が議会作業チームはエースを2人送ったんですけども、話がすぐぱっとまとまって帰ってきたから、あら、随分早くまとまったなというふうに思ったんですけども、今のところが実は一番議論になるところで、ただ議会の側もここはまとまってないわけですよ。だから、議論して、住民投票条例を設けること

ができるとか、設けるといふところまではいっているし、問題は発議権者何歳以上にするのか、それから何分の1にするのかという議論はされてないというか、十分にされてないし、それから問題は条例の中にこれを入れ込むのかどうかということも、例えば解説の中にこういうことが強く主張されたとかということになるのかというのは、ここは相当議論しなくちゃいけないと思う。

だから、僕もあれというふうにしたことは確かだけれども、しかし区民の皆さんが怒ってますというのは、この場ではやめてほしいんですよね、この場では。怒るのはいいですよ。しかし、真剣に議論していることは確かだ、我々も。しかもここは6人というか、恐らく3人が4人の発言は今でも違っているでしょう。だから、相当議論しなくちゃいけない。どこもそうじゃないですか、今までつくっている住民投票条例の中の。

ということなんですよ。だから、もう一回ここで18人で議論してもいいし、あるいは作業部会で、ここは作業部会でもっと詰めてくれという話をしてもいいんだけど、ここが一番厳しいところだというふうにするんだよね。というふうには思いますよ。

辻山座長 わかった。だから、ここに基本条例に盛り込むと書いてあるから、どういう内容で盛り込むかということは今ちょっと議論しましょう。

それで、6分の1は反対だということをおっしゃいました。

久保委員 5万人でできるようなあれでは、絶対に軽過ぎちゃってダメですね。

土屋委員 これに関しては、区民側は何回も本当に議論を重ねて、一番この基本条例に盛り込みたいことが住民投票なんです。それなのに、議会側がほとんどこれに関して議論してないということで、とてもがっかりしたんですけれども、ですからもっと議会側で議論を重ねて、その上でこの場に持ってきて、それは話し合わないと、今ここで18人でお話をしたとしても、議会側がまた自分のところに持って帰って、そうじゃないよと言ったらまた振り出しに戻るわけじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

根本委員 議論してないというのは正確じゃない発言で、議論してるんです。議論しているけれども、ここは一致してないということで、どこまで書き込むのかということも含めて、発議権者を何歳にするか、何分の1にするかということと、どこまで書き込むのかというこの3つについては、理念条例だということだったら、そこまで書き込むのは、ここだけ書き込むのはどうかということなんかの議論も含めて、まだまだ煮詰まってないという、議論はしているんです、何度も。

辻山座長 佐原委員、先ほどちょっと反対の意思も表明しましたので。

佐原委員 実はこのブレーキは私なんですけれども、私はこの文案は非常によくできていると思っています。なぜかといいますと、私はここで別に別条例でつくるといふのは、住民投票条例をつくるわけですよね。そのつくる前に、人数とか年齢とか入っていること自体が私がおかしいと思っているんですよ。別条例でつくるとなれば、条例でしっかりとつくるべきだと思う。そして、この条例の中でしっかりと18歳以上、何分の1というのをしっかりと住民投票条例に書き込んだ住民投票条例をつくるべきであって、この自治基本条例に住民投票条例の一部を載せるということには反対です。

あざみ委員 今ちょっと佐原委員の発言を聞くと、ここまでまとめてきたこれはどういう意味なのかなというふうに思ってしまったもので、だからそういう意味で山田委員と佐原委員を送り込んでいるわけですよね、議会側としては。佐原委員がみずからブレーキだとおっしゃっていたから、もういいですけども、だから佐原委員が合意してくれればそこまで進むんですよ、そういう意味では。だから、ここまで進んだんだと、あとは年齢と何分の幾つ、そこが議論されればいくんだというふうには私は思ったので、よかったですねという発言をしようと思ったんですけども、何かどういう議論を作業3でされていたのかなというの、ということなんですよ。

斉藤委員 先ほど申し上げましたように、我々は細かくすべて書いてきたと、それまで何十人も集まって何回も会議を開いて、ここまでどうにかたどり着いたわけですよ。我々が言いたいのは、議会側のほうで何回も討論を交わしたという話は聞きましたけれども、ただこの一つだけの文書だけで、それで本当にされたのかというような思いになってしまうというのが区民側なんですよ。

それと、個別条例は設けることはできるということで、終わってしまうんですけども、さっ

き言ったように個別条例をつくるときに、住民投票条例をつくるときに、区民が何人参加して、どの程度の会議があって、そういう話までちゃんとなされているのかもその辺もお聞きしたいんですけども、議会側のほうには。

根本委員 何をやっているんだというふうに言われると、前提が違うというふうに思うんですよ。議会案は理念条例として住民投票条例を設けることができる。これで終わっているわけですよ。区民検討会議案の皆さんの案を待っていたわけだよね。そして、やっと出たわけでしょう。6分の1というのはごく最近出たわけじゃないですか。だから、我々はそれを受けて18歳以上、しかも住民、外国籍の方も、そして6分の1ということで議論は最近始まったばかりですよ。だから、我々側がもともとで言えば何もしないですよ。住民投票条例をつくるんだというところまでしか一致してなかったわけだから、だからそれは相当一生懸命議論しているんですよ、これでも。というふうに理解してほしいんですよ。

まだこのところ議会があって、小委員会が開かれてないから、それほど、今の議論を受けてもう一回どうするんだという議論になるんだと思うんだけど、そういうこととして理解してもらわないと、ちょっとそもそも住民投票条例をつくりたくないのかというふうなことではない。

久保委員 議会側では、区民の皆さんの詳しいものをそのまま趣旨賛成であったとしても、このまま条例に載っけたら、条例としてはちょっとここだけは余りにも具体的過ぎるというので、望ましくないとして条文に文言をもう少し抽象的に直すにしても、ここに書かれた具体的なことは絶対にこの場で三者が一致したものでつくるという保障をすべきだという議論はしているんです。あくまでも条例にこのまま細かくは書けないとしたら、書くべき内容は、住民投票条例の内容はここで一致したものでなかったら絶対に決めちゃいけないと、それだけは小委員会で僕らは確認していますよ。

山田委員 議会側がいろいろ議論をもちろんしているわけですね。ただ、今の段階では必ずしもまとまっているわけじゃないと。まとまってないのはけしからんと言われれば、それはけしからんのかどうか知りませんが、まとまらないのはまとまらないわけだから、それはやむを得ない。

ただ、我々の対応というのは、これは前にも言ったと思うんですけども、要するに議会側はこういうふうな状態だと、したがってここでそれを前提にしている議論していただく。議論した結果をまた我々が持ち帰って、その議論を踏まえて、また議会としての対応を協議するという、そういうスタンスになっていますよね。そこはそういうことだということに理解してもらえない。

私は、この住民投票条例について言うと、理念条例ではもちろんありますけれども、自治基本条例の言うなれば一つの重要なポイントになるところだというふうに思うんですね。新宿区がどういう姿勢で住民主権を実現をしようとしているのかという、そこが要するにこの条例に係ってくると言っても決して過言じゃない。そうだとするならば、基本的に必要なことは、理念条例であったとしても私はきちんと書くべきだというふうに思っております。

それは一つは住民の発議者、それから議会の発議、それから区長も発議できるわけです。この3つ、それから要するに常設条例、常設条例というふうに言われておりますけれども、常設型の仕組みをこの条例の中できちんと担保するというのと、あと年齢、投票権者がどうか、結果については尊重するとか、別条例を定めるとか、そういう基本的なことはごくごく簡潔で結構だから、書くべきだというふうに思っております。

それから、私は6分の1でいいというふうに思っておりますけれども、6分の1の場合は新宿区の18歳以上が今25万3,000人ですから、4万2,000人なんですよ。5分の1だと5万なんですよけれども、4万とか5万の署名を集めるのがたやすいことというふうな久保さんの意見がありましたけれども、私はそうだろうかというふうに思っております。3分の1で解職請求ができるわけですけども、3分の1の署名を集めるというのは、これはまさに至難の業ですよ。

じゃ、6分の1が条件として緩和されているかということ、私は大変厳しいということとは言えないかもしれない、3分の1に比べて緩いわけですから、言えないかもしれませんが、しかし10分の1に比べればはるかに厳しいわけで、ちょうどいいところかなというふうに思うんですね。大体上越で4分の1ということがありまして、4分の1というのは議員の2分の1、それから投票権者の2分の1ですから、これは4分の1になっちゃうわけで、それを4分の1というのは余り大した意味がないというふうに指摘する人もいますけれども、そうだとするならば5分の1だというふうに思うんですね。5分の1か6分の1かということで見地が分かれるという

ことだったら、私はなるほどなというふうに思うんですけども、5分の1も6分の1も緩過ぎるということでは、私はちょっとそうかなというようなことを思わざるを得ないというところでは。

辻山座長 3月10日に小諸市議会が基本条例を制定、可決したんですけども、これは16歳、2例目ですね。大和市と小諸市と。その持っている意味がどういうことかわかりませんが、たしか10分の1、それで軽かったなと思いました。

野尻委員 基本的条件をどこまで盛り込むかなんですけども、区政運営と住民自治の自治基本条例ということで、住民にとって究極の区政参加がこの住民投票だと思うんですね。そうしたときに、住民にとって本当に基本的な条件というのは、この発議権者と投票権者のことを盛り込まないと、住民にとってはわかりにくい条例になってしまうと思います。

私たちは区民検討会議では、同時に地域の基盤で地域の自治組織を云々するとき、目的だけではどのようなものかということがちょっとわかりづらいので、機能まで書き込んで考えております。そこでも目的だけではない、理念だけではなくて、実際の条件として入ってきますので、ですから自治基本条例だからといって、条例だからといって、理念だけでは押さえる必要はないと思いますが、いかがでしょうか。

根本委員 私は佐原委員の言っていることも意見だというふうに思っているんですけども、自治基本条例でこの数まで書き込んでいいのかどうかというのは、例えば川崎市のように今の皆さん方の疑問なり心配は、自治基本条例のときにこうやって区民参加で来たけれども、住民投票条例のときにはさっさとやられてしまうんじゃないかという、私たちの手から離れてしまうんじゃないかということならば、もっと厳しく区民参加の住民投票条例とするということを我々が申し送るとかという方法だってあるわけですよ。我々だけで1、2の3で、ここあと二、三カ月の間で何分の1まで決めていいのかどうかという、常置型であるということなんかはみんな一致していると思うんですよ。しかし、年齢だとか外国人だとか、今の話でいえば16歳という話もあるわけでしょう。それから、6分の1と5分の1、4分の1、3分の1、いろいろありますよ、自治体によって。だから、そこはしっかりと、むしろ我々よりももっと区民参加の中でそこをつくってもらおうということだって、申し送りの考え方としてはあるというふうに思っていますよ。自分たちの手から離れるかどうかは別にしたら、区民の参加が保障されていくということは、重要なことじゃないですか。

ということも含めて、ここは我々の側もこれだけ意見が違っているわけだから、相当な議論をして多分まとめ上げていくほかないというふうに、一致点はというふうに思っています。

佐原委員 全く反対をしているわけじゃなくて、もう少し議論をさせていただきたいと。

久保委員 区民の方は重大な与える事項と区政にかかわる事項、行政のほうはいろいろ書いてあるけれども、こういうものを判断するのはだれかといったら、僕は投票の票数しかないと考えています。だから、ここで何を書いたら、余り意味ないと、区民の一定数がそれが大事な投票、住民投票に必要なことだと考えるのは、署名の数でしかないと思っているから、だから僕は署名の数にこだわるんですね。少なくとも6分の1は余りにも少な過ぎるということだけは再度そういう意味からも言います。それを4.5とか5.5とかというのは、次の中での僕らの中での議論になる。

小松委員 私はこの住民投票条例に関しては、前々から区民委員の方々がこの検討会の中できちんと決めたいというのは、ごもっともだなと、こういうふうに思うんですね。ですから、今言っている6分の1とか、そういった何歳以上ということと別に、この自治基本条例の中にきちんと発議権者と投票権者について書き込むとか、こういったところのまずきちんと議論を煮詰めて、年齢なんかはこの後の次元ですよということをおもうんですけども、それもなかなか議会の中でもなかなかまとまらないならばこそ、この検討会議の中で決めていかないとまとまらないんだらうなと思いますよ。

あともう一つは、先ほど根本副座長が言ったように、もっともっと区民参加のそういったシステムをつくって、その中で考えるという手もあるんじゃないかと、先ほど困難な中に私たちも今飛び込んでいますから、そうですね。すごい困難の中にいるがゆえに、もっと多くの区民の方の意見なんかも参考にしているということも考えたりするんですね。ですから、今年齢とか何分の1

というよりも、もっと大事なことはここで書き込むかどうかという項目じゃないかなと私は思うんですけれども。

辻山座長 そろそろちょっと項目の整理をさせていただきますけれども、つまり権利の保障というのは、今ここで問題になっているのが住民投票権は何歳からのだれに保障される権限である、権利であるか。外国人なのか、日本人だけなのか、住所を有する人だけなのか、勤めている人も認めるのかとかということを含めて、だれに何歳から住民投票権を認めるかという、この重大事項をどこに定めるかという問題ですね。

そこで、一番なのは、憲法で定めましょうというので、基本条例に入れると。そんなことないじゃないかと、法律でいいじゃないかというので、個別の住民投票条例を制定して、そこに書けばいいでしょうと、こういうことになる。この違いは何かというと、議会で変更できるということですよ。

さらにもう一つどのような場合に投票権が行使できるかというので、何分の1の署名を集めるかということが要件になりますが、これは私は手続条例に送ってもいいというふうには思っているんです。なぜならば、何分の1とやったために、生涯作動しないというハードルが高過ぎて、そういうのは見直したほうがいいだろうなとか思っているものだから、それはいいような気がするんですけれども、問題なのはここで分かれているのは、そのように憲法に定めるか、それともその都度条例でいくか、要請が出てきたときに住民投票条例を個別にその都度議決していくというやり方にするか、それとも投票条例を一般条例で定める、自治基本条例に細かいことを書かずに、まさに別に定めるところによってという形で一般条例で常設型の住民投票条例をつくり、その中に要件も年齢も書き込んでいくという、この選択肢の今上において、おおむねこれまでの議論で言うと、例えば18歳以上の住民で6分の1以上というようなくらいに入れていくということについて、区民委員の側と行政のほうには異論がないという意見が表明されている。

問題は議会のほうなんですけれども、議会はどうするかというと、議会で議論して意見を一方にまとめてこいというのか、それともこの会議の趣旨から言えば、6人それぞれ違っていたっていい。合意に達するまで議論しましょうと、合意に達しなければしょうがないというふうなことにせざるを得ないのではないかと思っているのですが、そのためにはもちろん意見が違う議員同士の中でも、相互に説得の努力はしていただきたいというふう思うのですが、そういうことでいいですか、それともまとめてこいというのは、ちょっと難しいかなと、逆の立場になったときに、区民検討会議を説得して一本にまとめてくるというようなことを強いられるとつらいというのがありますので、ここでそれぞれ18分の1ずつの意見を出し合ってやるということにしたいというふうに思います。

野尻委員 議会にお願いします。

住民投票を実施するものとする、この最初の丸ですね。そこは合意していただけるんですよ。住民投票制度を設けることができるのではなくて、住民投票を実施するものとするという、それはお認めいただけるんですよ。

根本委員 この丸2つあるでしょう。これは相当議論しているし、これで一致しているというふうに思うんですよ、議会も。

問題は最近出てきた6分の1なのか、18歳なのかというのは、まだほんの一、二カ月の議論でしょう。だから、今、佐原さんが言ったみたいに中の会派の議論をしながら、自分たちの意見をまとめ上げていく、あるいは逆に言えば小委員会の議論で一致したところで会派の異論のあるところを説得するとか、いろいろな作業があるから、まだ時間がかかるということですよ。だから、これで我々はまとまりませんよと言うつもりもない。一致させるために努力するという、あるいはこれからもっとそういうことで3年間やってきましたから、だからもうちょっと時間をいただきたいということだと思います。

辻山座長 もしこれで何かみんなでもとまって、じゃ、基本条例に書きましょうかといったら、画期的なことで、つまり多くのところで結構住民投票についての規定を置いてますけれども、とりあえず議会には相談しないでやろうという姿勢でやって、あとは多数派工作で条例を通してというところが多いですから、議会も納得してやるというのは、これはなかなかのことだと私は思っていて、そういう分だけハードルは高いぞということも当然承知しています、議会制度の根本にかかわるので。

加賀美委員 確かに、今、座長おっしゃったように住民投票制度というのは、議会制の兼ね合いでどこまでその要件を認めていくかというのはあるかと思うんですね。そういう意味で、議会の各党派のほうではなかなか意見がまとまらない部分があるかと思うんです。

でも、一方で区民代表の人たちは多分相当この部分を議論してきたと思うので、あとは最後はどこで線引きするか、決め事だと思うんですよ。6分の1でいいのか、あるいは5分の1にするのか、あるいは18歳の要件をどうするか、これは私は決め事だと思うので、そこのところはもう少し時間をかけて、区民代表のほうも余り結論を急がないで、議会のほうがもっと議論が必要だから、そこは少しわかっていただきたいと思うんだよね。結論をまず急がないほうがいいと思います。ここが一番大事なところですよ。

辻山座長 そうですね。
どうぞ。

野尻委員 結論を急いでいるわけではないんですけども、心配なことがございまして、住民投票を実施することが、するものとするというこのニュアンスですね、常設型、これが上程したときに通った場合に、住民は皆さん住民投票ができるんだぞと思いますよね。そうしたときに、個別条例がそのときにはでき上がって、どの辺ででき上がってなければいけないのでしょうか。住民投票がいつになったらできるのかということになりますよね。その辺が私は心配なんです。

辻山座長 ただ、なかなかそこは何かでもって縛るということにはなりにくい世界で、内容もそうですよ。私は川崎市もたしか座長をやっていたんですけども、答申して、別に条例の定めるところによりというので、住民投票条例を常設型ですけども、つくったんですけども、住民の請求で署名が集まったら議会に諮るという内容になっていて、私も腰抜けるほどびっくりしましたけれども、そういうこともあるので、不信感があるわけですよ。

根本委員 そういうこともあるんですよ。だから、川崎市みたいなものがあるから困っちゃうんだよね。

辻山座長 だから、書いてしまいたいという思いもあるんだろうとは思うんですね。

根本委員 小委員会も、それから特別委員会もみんなオープンだから、見ていただきたいんですけども、相当真剣に議論してますよ。だから、仮にこれが常設型というところまで、あとそのこの幾つかについてはもっと議論しようというときには、多分もっと区民の皆さんが参加した議論をしようということで、申し送りできるはずですよ、うちの議会は。そのぐらいの気持ちは持っていたきたい。だけれども、自治基本条例にできることなら区民の皆さんの意見を参考にし書き込むようなということまでの一致をできるかどうかという努力はこれからもっと真剣にやっています。

辻山座長 引き続き議論させていただくことにしましょう。

そのほかのこと全然できなかったけれども、例えば協働というのについては、区の責務に書けばそれで済むかどうかというのは、議論はありそうな気がするんですね。ということで、これはもちろん文章じゃなくて、要するにここへ書くか、向こうへゆだねるかということですので、全体の議論の中でもう一度させていただきたいと思いますが、このところはそのほかはいいですか。

久保委員 1点だけ疑問なんですけれども、骨子案をまとめる事項として用語の定義でまとまっているところの僕は区民が一番最後に団体が区民というのが何かすんと落ちないんだけど。

辻山座長 さっきの1のほうね。

久保委員 活動するものまでは個人なんですけれども、団体が区民というのがどうもすんと落ちない。

辻山座長 それはどんな議論をしたですかね。
法人はいいわけでしょう。

久保委員 それで、もう一つ言いますけれども、活動する者というのは、活動する団体の構成メンバーじゃないですか、だから同じことを言っていると僕は思っているんですけども、あえて活動する団体という、個人でない人を入れるというのがさっきと計画と同じ感覚なんですよ。

あざみ委員 実際の作業チームのところでは、そこは余り議論しなかったですよ。そもそもこの三者の出てきたものがみんなそこが一致をしていたんですよ。私の個人で言えば、もともと人と団体を一緒くたにするのは、ちょっと気持ちが悪いなというのはあったので、議会で議論を当初しているころはそれは言っていたんですけども、何となくこういうふうに着いてきちゃっていたもので、あえてそこは余り議論ありませんでした。

辻山座長 自然人だけにしようというようなところもありますよ。

藤牧委員 補足をさせていただくと、ここは特に事業者とか、それからボランティア活動団体とか、法人格を持ってなくても、あるいは公益活動というような意味で、団体に所属しているわけじゃないけれども、そういう活動を行うというようなところがちょっと議論になりまして、人に着目した部分については活動する者、それであと事業者とか、事業者の地域貢献活動、それからあと公益的活動、そういうものを含めて事業者、法人を持っているところも含めて、活動する団体という、そういう整理の仕方を若干議論があって、そんなような整理の仕方でしたところですよ。

久保委員 僕は50人のNPOがいたら、みんなその団体のメンバーは活動する者だから区民だと思っんです。それから、今の企業のこの事業者も言いましたけれども、社長が先頭になってその企業が活動したら、活動する社長も1人だと思っんです。だから、活動する者の中に僕は入るんだと思っから、ここだけが団体がいることが何か気持ち悪いんだよね。こう来たら、ここだけ違うものがあるとだめなんだよ、生理的に。活動する者の中にすべて含まれているはずでもの、団体は。個人に還元すればみんな活動する者じゃないですか。

高野委員 例えば、企業でも社長に発議権1票とします。そうすると、社長に1票あればその企業は団体としてじゃなくて、個人としてという形で考えて、区民検討会議においては考えていた。だから、そういう形で住民票を有するとかもし話が合った場合でも、じゃ、会社としてなのか、個人としてなのかということを見きわめれば、そこは1票しかないんだよという話は実はしていました。

辻山座長 団体を入れておいて、どこかにほかの条文との関係で不都合が出るかどうかというのをちょっと精査してみないとわかりませんね。責務のところではどうかなと思って見ているんですけども、まあまあ大したことないかなと思っんですね。

御指摘は一応メモしておいて、最終までには調整しようよ。

高野委員 座長、お願いなんですけれども、先ほど怒ってますと言っしたのは、結局ここで何らかの形で皆さんが討議されてますですよ。何で内容を盛り込んでいくとか、盛り込む項目としないうとかという、その理由が明確になってないということだけを怒っているのであって、その部分がわかれば、この意地悪な言い方をすると、昔のパブコメをやって検討します、検討しませんという答えと全く同じなような、ちょっとあったので、ちょっとむっとしちゃったというのが本音であります。別に他意はないので、よろしくおっ願いします。

加賀美委員 確かに、丁寧な説明をされてなかつたので、その点で誤解をされちゃったのかと思っんですが、別に区民委員の方を怒らせようと思ってこういう表現をしているわけでもないですし、本当ざっくばらんにこの場で話し合いをして、お互い敵対関係を持つんじゃなくて、いいものをつくり上げていこうというつもりはみんな同じでしょう。だから、怒るとか怒らないとか、余りそういうことはやめて、腹を割って話しましようよ、それは。

辻山座長 私ちょっと考えているんですけども、前回も積み残したりして、進行のやり方がだめかなと思っているんですけども、何かあつたら言ってください。もっと早くいけとか、どうも予定されているものがうまくこなせない。もっとも予定しているほうもこなせるという自信があつてやっているとは思えないので、私からの提案ですけども、地域自治、地域の基盤につい

て、区民検討会議の検討結果をとということですが、これはやるとまた結構内容を豊富にしましたよね。どうでしょうか、御報告だけいただくで済むか、それとどうしてもやっておかなきゃいけないのは、(5)の今後の進め方みたいなことがあるんですよね。これを先にちょっとやっておかないと、こっちのほうは言ってみれば手順のことが含まれていますので。

事務局 それでは、まず(5)のほうから先入っていただいて、時間が余れば区分Fの区民検討会議の報告と区分Cの専門部会の報告だけしていただくという形でいかがでしょうか。

辻山座長 いいですか。

それでは、お願いします。

事務局からですか、検討会、今後ののは。

事務局 それでは、お配りした資料の9を見ていただきたいと思います。

現在検討チームにおきまして、チーム1では区分A、チーム2では区分B、チーム3では区分Eという形で現在検討していただいているところです。今後、区分F、これが三者のこれから案をすり合わせて御議論いただくところ、それから区民検討会議でこれから取り組む区分のCとGのところ、それから議会の役割と責務の区分Dのところの担当区分の設定をできればきょうの会議の中でしていただければというふうに思っております。

一応事務局案ですが、区分Eを担当していただいたチーム3におきましては、区分Fの地域自治のところを担当していただければと思っています。

そして、区民の権利責務のところを担当していただいたチームにつきましては、行政の役割、責務、行政運営等のところを御議論、検討していただきたいと思います。区分Aの条例の基本的考え方のところは、議会の役割と責務の区分Gのところを担当していただきたいと思います。一応事務局案という形でつくりましたので、皆様で御検討いただければと思っています。

事務局からは以上です。

辻山座長 それでは、資料9の右側のほうの担当する区分の御提案、網かけ部分、いかがですか、もしこれがうまく入れば第1チームは条例と議会とか、第2チームは市民と区政とか、第3チームは参加とか、なかなかうまくいくかなと。

どうぞ。

久保委員 第2チームという言葉を使わせてもらいますけれども、第2チームは能力が倍あるというふうに考えてくださったわけですか。

根本委員 これは副座長会議でも議論して、事務局から提案してもらったんですけれども、後でゆっくり見てもらうと、大体連動しているんですよ。さっきのチーム3が典型的で、委員は全然議論しない、住民投票だけ議論してあとはFだといって、あれはFをうちに投げられたら迷惑なんだよね。だから、ちゃんと第3チームはEとFと責任持ってやってくださいよと、こういうことで大体うまく満遍なく分散させたと思ってますから、ぜひこれでいていただきたいと思いますことなんです。

辻山座長 それでは、そのように各チームに付議するということにしましょう。

そうしたら、約10分ほどありますので、最初に区民検討会議のほうから地域自治についての検討内容について、ちょっと御報告をいただきましょう。

高野委員 資料5を見ていただいて、それでこのまま読むのもあれなんですけど、一応こちらのこの青いマークのほうの一番最後のページに自治の推進と機能、支援等ということのあと条例委任とかという話で区分されているとおりの内容で一応4項目になっています。

それで、第1は区は「地域の特性をふまえた区民(住民)」、これはどちらか後で決めるということとして、「自治を尊重し、区民(住民)が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとする」と、これは行政がやるものではなくて、地域が自主的につくっていくんだよねということの確認です。

2は「1に定める地域自治組織は、以下に例示する ~ の機能を有するものとする」というところで、情報の共有とか地域課題の解決、区民(住民)の区政参加、それから地域社会(コミュニティ)の活性化、議会・行政への提案、諸団体間のネットワーク形成、その他、当該地域の

自治に関することという形で上げました。

これも一つ一つどうなの、どうなのということで、もう一回1を決めたときにそぐうのか、そぐわないのかということで、最終的に、じゃ、幾つかに減らそうとかという話もあったんですが、当初これが先に決まっていたこともあって、一応この7項目を掲げようということで、区民検討会議で提案をしています。

それから、3番目の「区は、地域自治組織を支援するため必要な措置を講ずるものとする」と、この「必要な」という部分で、これは支援じゃなくて促進のほうがいいのか、どうなのかということで、いろいろ話しまして、その中で右側に書いてあります留意事項で、「必要な措置とは人、もの、金、情報等をいう」と、区民（住民）については引き続き検討していくという形で、一応そんな形で必要な措置を講ずるものとする。

それで、4番目は「地域自治組織に関し、必要な事項は別に条例で定める」というところで、ここも一番悩ましい部分で、今地区協議会がこの地域自治組織のもとになるのか、あるいは町会連合のほうのものがもとになるのかということもございまして、その辺の部分をよく時間をかけて、ゆっくりつくっていくのも一つじゃないかということで、その必要な事項は別に条例で定めるというふうな形で考えていこうではないかということをやりました。

辻山座長 ありがとうございます。

そうしたら、引き続いてもう一つありましたね。専門部会のほうでどこをやってくれましたって言いましたっけ。

根本委員 前は議会について、議会のほうから説明しますということだったんですけども、区民検討会議のほうの議論の流れで言うと、行政のほうを近々やるということだから、議会のほうは後でいいから、行政案のほうをまず一回説明してもらって、それをどうするかは別にして、区民の皆さんの検討のほうには入ってもらったほうがいいんじゃないかということで、議会と行政を差しかえたと。

辻山座長 なるほど、区分CとGのところ、それは藤牧さん。

藤牧委員 専門部会のほうで検討いたしまして、これで固まったということではないんですが、ある程度暫定的な性格を持ってございます。

資料8をごらんください。

組み方がとじてあるところに資料8となっておりまして、よろしいでしょうか。

タイトルが行政の役割とその運営ということで、これも原則というようなことで3項目にまとめてみました。

ちょっと読み上げさせていただきますと、「区長等は」、これは総則のところでも申し上げた定義のとおりです。区長、行政委員会とその職員ということで、「公共サービスの提供にあたっては、中長期的な見通しに基づく基本構想を策定し、その実現のため総合的な計画を定めるものとする。また、持続可能で健全な財政基盤を確保するとともに、行政評価等により効果的効率的な公共サービスの提供に努めなければならない」。

それから、2点目として、「区長等は、多様な方法により区政運営に関する情報をわかりやすく提供するとともに、区民への説明責任を果たさなければならない」。

3点目として、「区長等は、多様な方法により区民の区政への参加及び協働の機会を提供しなければならない」。

これが区民の権利に対応したような形での原則的な考え方の受けをここでつくるということ、こういうような記載をさせていただいております。

辻山座長 ありがとうございます。

それでは、きょうのところは報告を受けたということにしておきましょう。

それでは、その他の事項がちょっとあって、3月10日に区民討議会のプレゼンテーションを業者に対して課して、その評価、選択をいたしましたということでございまして、たしか2社でしたか、最終的に残って、私どもプレゼンを受けました。どちらも大変まじめで熱心な態度でやっていただきましたが、僅差でどちらかに決めなきゃいけないということでしたので、僅差でしたが、決めました。これは何か詳細な報告はありますか、これでいいんですか。

お願いします。

事務局 2社のうち最終的に選考された業者としましては、特定非営利活動法人のまちぼっとという業者が選考されました。

久保委員 どういう字を書くんですか。

事務局 「まちぼっと」と平仮名で5文字になります。ここが受託業者に内定しましたことを報告させていただきます。

辻山座長 それはよろしいでしょうか。

それと、もう一つこの討議会の準備について、準備会の委員の方をお願いしていると思いますが、これは結構準備に時間がかかるので、その会議日程等をきょうの会議終了後決めていただきたいという要望が出ております。

業者との日程調整等もありますので、複数の候補日を決めて事務局に御報告をいただきたいということです。準備会の委員の方、ちょっと日程調整をしてからお帰りいただきたいと。

ついては、当初区民討議会、5月下旬から6月ということを書いていたんですけども、どうやら準備に2カ月ぐらいかかると、サンプリングをして相手に説明書を送って返事をもらってとか、そういうことがかかるといので、少しそのとおりの日程でいかないかもしれない。つまり6月に入っていこうというふうなこともありますので、その点を含めて準備会の委員の皆さんに日程調整に当たっていただくということになるかと思えます。

それから、もう1点区民アンケートの作問検討会の委員の方も日程調整をお願いしたいということでございます。こちらは業者はまだ選定先になりますので、委員の方の中で日程調整をしていただければ幸いですということでございます。

今申しましたが、区民討議会の実施日については、これから検討に入る準備会で予定をしていただくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上両準備会について日程調整の件をお願いいたしました。

あとは事務局のほうからのお話を伺って終わりにしますが、どうしましょう。井上さんが実はきょうをもって委員を辞任したいという御意向でございますので、ちょっと事情とか何かありましたらお願いいたします、お別れの言葉も含めて。

井上委員 突然で申しわけないです。

この3月で大学院の修士課程の修了が決まりまして、今後の進路について自分自身の進路について考えていたんですけども、留学を海外で勉強する必要が自分には今あるという結論に至りまして、今後留学の準備に取りかかろうと考えています。

区民会議のほうに関しましては、できる限り続けさせていただきたいと考えていまして、ただこちらの連絡会議に関しましては、辞任させていただきたくお願ひしたいと思っています。

本当に貴重な経験をさせていただきまして、貴重な役割を担わせていただきまして、ありがとうございました。

本当に途中でやめる形になってしまって、皆さんに御迷惑をおかけして、申しわけない思いでいっぱいなんですけれども、どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

辻山座長 御苦労さまでございました。

それでは、あと後任の件と事務局からの連絡事項で終わりにしたいと思います。どうぞ。

事務局 井上委員の後任の選任につきましては、4月8日に開催される区民検討会議の中で後任者を選任するという事で予定しております。したがって、次回の4月13日開催されます検討連絡会議には、井上委員の後任委員がこの検討連絡会議に出席できるような手順で選任を進めたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

辻山座長 ありがとうございます。

座長として、木全委員が欠席の届けが合ったこと報告するのを忘れていたということと、それと傍聴者、中村さん、お帰りになりましたけれども、傍聴されておりました。これも最初に申し上げるのを忘れておりました。本当にすみませんでした。

それでは、きょうはこれで終わりにいたします。

どうも御苦労さまでした。

事務局 本日のまとめにつきましては、区分Aの条例の基本的考え方、区分Eの住民参加の仕組みについて、骨子案検討シートに基づきましている御議論いただきましたが、他の項目等も踏まえながら検討したほうが良いというようなことになりまして、結論めいたものは今回出ておりませんが、引き続き議論していこうということです。

辻山座長 ありがとうございました。

ついでに申し上げますけれども、次回は先ほど御報告いただいた地域自治と行政の仕組みとあり方のところについて検討するということになろうかと思えます。

それでは、解散。

事務局 次回の日がちだけ申し上げておきます。

次回は4月13日、火曜日になります。次回はまた通常どおりの6時半からに戻りますので、また会場につきましても、通常第2委員会室に戻りますので、そちらのほうで6時半から始めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

散会 午後 9時00分